

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和6年6月の介護報酬改定において、これまでの「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等加算」が一本化され「介護職員等処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり…

1. 現行の介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までを取得していること。
2. 介護職員等処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取組を行っていること。
3. 介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

という3つの要件を満たしている必要があります。

3. の「見える化」要件とは介護職員等処遇改善加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、自社のホームページ等を活用して公表していることとされております。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善加算に関する具体的な取組（賃金以外）につきまして以下の取り公表します。

入職促進

- 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）を行っています。
- 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施をしています。

資質の向上

- 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等を行っています。

多様な働き方の促進

- 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備を行っています。

健康管理

- 介護職員の身体の負担軽減のための介護自術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施

業務改善の取組

- 業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。
- 業務手順書の作成や記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

やりがい・働きがいの醸成

- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善。
- 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流等を実施しています。